

**遺族に時効はない！**

**～歩道橋事故・検察の不起訴処分を問う～**

**明石歩道橋犠牲者の会**

# なぜ検察の不起訴処分を問題にするのか

——— 明石警察署長・副署長の刑事責任を問う ———

2001(平成13)年7月21日、明石市民夏まつりの花火大会が行われた日、兵庫県明石市のJR朝霧駅から会場の大蔵海岸に向かう朝霧歩道橋で群衆なだれが発生し、死者11名負傷者247名が生じるという大惨事が起きました。

この夏まつりでは、主催者と並んで明石警察署が事前の計画段階から警備計画に従事し、当日も機動隊員を動員して雑踏警備にあたっていました。明石警察署長はその最高責任者であるだけでなく、警備計画策定過程において自ら指示して雑踏警備班を半減させました。さらに、夏まつり当日、明石警察署ではテレビモニターや警察無線によって歩道橋内の混雑状況を把握できたにもかかわらず、混雑を解消させるための措置を何一つとりませんでした。

すでに警察の現場責任者の地域官が起訴されていますが、署長・副署長の責任はこの地域官以上に重いのは明らかです。私たちはこのように考えて、署長らの責任が明らかにされることを求めてきました。

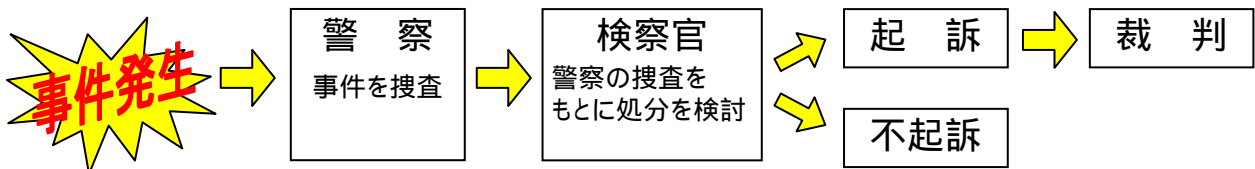
これまで検察審査会は2度にわたって「起訴相当」の議決を出しました(その経過についてはパンフ最後の「歩道橋事故遺族の歩み」をご覧ください)。さらに民事裁判も刑事裁判も署長らに責任があることを明らかにしています。しかし、検察庁は本年6月22日、3度目の不起訴処分を出しました。

すでに国会で成立している改正検察審査会法では2回起訴相当の議決が出れば自動的に起訴されることになりました(ただし法律は未だに施行されていないので、残念ながら歩道橋事故には適用されません)。無作為に選ばれた11人の市民から構成される検察審査会の重い結論を無視するのは、民意を司法手続きに反映させるという司法改革の流れに逆行するものです。

なぜ私たちが検察の不起訴処分に納得できないのかを、このパンフレットで明らかにしています。是非お読み頂いて、私たちと一緒に考えて頂きたいのです。

# なぜ起訴にできないの？Q&A

## Q 1. 検察や起訴って何ですか？

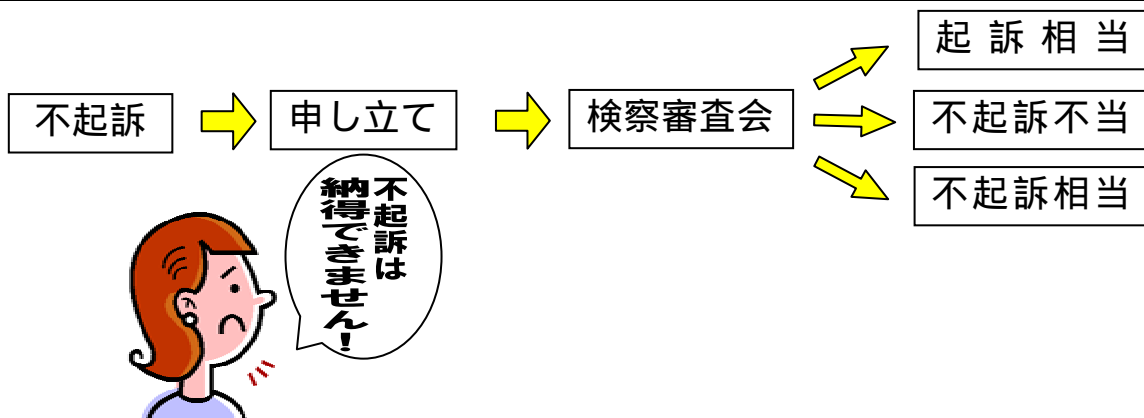


事件が起きると、警察が捜査し、その後事件は検察庁に送られます。

検察庁では、検察官が警察の捜査結果をふまえて、犯人を処罰すべきかどうか検討します。検察官が処罰すべきだと考えたら「起訴」し、そうでない時は「不起訴」となります。

このように、「起訴」「不起訴」の判断は検察官だけが行えることになっており、検察官が犯人を起訴して初めて、裁判が開かれることとなります。

## Q 2. 検察審査会って何ですか？



検察官の不起訴処分に納得できない人のために、国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、検察官の不起訴処分が正しく行われているかどうかを審査する機関が、「検察審査会」です。

検察審査会で審査した結果、さらに詳しく捜査をするべきである(不起訴不当)とか、起訴するべきである(起訴相当)という議決があった場合には、検察官は、この議決を参考にして事件を再検討します。その結果、起訴をするのが相当であるとの結論に達した時、検察官によって起訴の手続きがとられます。

### Q 3. 検察審査会が出した起訴相当の議決の内容は？

私たちは、神戸検察審査会に対し、当時の明石署長と副署長の業務上過失致死傷事件について、2回の審査申立をしました。そして、それに対する検察審査会の議決は、2回とも検察審査会の議決の中で最も重い「**起訴相当**」というものでした。

1回目の議決(平成16年4月14日)では、『本件雑踏事故の最大の原因が事前準備段階にあった』とし、明石警察署の最高責任者及びこれを補佐する者である明石署長・副署長が警備計画策定に深く関与していたこと、また事故当日もモニターや無線で現場の状況を把握し、現地の子下に適切な指示を与えるべきだったのにこれを怠ったことなどを指摘しました。

2回目の議決(平成17年12月22日)でも、『明石署長・副署長は、事前準備段階においても、事故当日においても、業務上の注意義務を尽くしたとは言えない。』と、詳細かつ明確に述べられています。加えて、『他の関係者は、それぞれの立場での責任を追及されているにもかかわらず、最高責任者及びこれを補佐する者として、最も重要な立場にあった被疑者だけが責任を追及されないというのは、市民感情として納得できない』として、検察官の不起訴処分を批判しています。

なお、戦後、検察審査会で2回も起訴相当の議決がされた事件は他にありません。

検察審査会の議決の詳細は末尾の資料をご覧ください。

### Q 4. 民事裁判や刑事裁判の判決では、署長の責任についてどのように判断していますか？

検察審査会議の議決だけでなく、歩道橋事故の民事裁判と刑事裁判の判決でも、明石署長・副署長に責任があることを明らかにしています。

民事判決では、署長らの計画段階の責任について、『署長が、カウントダウンの際の危険な混雑状況を具体的かつ正確に把握し、本件花火大会においては雑踏事故が発生するおそれがあるということを真摯に検討していれば、決して雑踏警備をおろそかにすることはなかったであろうことを考えると、…暴走族対策を過度に重視した警備計画を策定させたことは、極めて不適切であった』としています。また当日の責任についても、『特に署長は明石署長としての絶大な権限を有し、署長が分断規制の指令を各警察官に下せば、各警察官は直ちに分断規制を実施し、その結果、本件事故の発生を防止できたであろうことを考えると、上記署長の対応も、現地警備本部におけるKの対応と同様、極めて遺憾というほかない』と厳しく述べています。

刑事判決では署長は被告人とされていないので、他の被告人の責任の判断に関連しての判断ですが、『明石警察署としても、本件歩道橋における雑踏事故の発生危険性が大きいことは容易に認識し得たのであるから、主催者による自主警備が原則であるとしても、同様に、周到な警備計画を立て、万全な警備体制を構築しておくべきであり、予想参集者数に応じた数だけの雑踏警戒に当たる警察官の数を確保しておくのはもちろん、本件歩道橋内に警察官を固定配置しておくなどすべきであった』として、明石警察署としての義務が認定されています。

## Q 5. 検察の不起訴理由は？

十分な雑踏警備を行うためには、以下の2点が重要だといわれています。

当日の雑踏事故防止に向けて十分な計画を作る

その計画に基づいて当日実際に十分な雑踏警備を行う

したがって、明石署長・副署長については、これに対応して、雑踏警備計画策定過程上の過失(事前の準備段階の過失)と、当日の警備実施上の過失、の2つの過失責任が問われましたが、検察庁の結論は『不起訴』でした。

検察庁が不起訴処分を決定した理由は以下のようなものです。

警備計画策定過程の過失(事前の準備段階の過失)について

- ・本件の雑踏警備計画はずさんであり、そのことと事故との因果関係は認める。
- ・しかし、事故当時は、本件警備計画以上に周到で綿密な警備計画を策定しなければ事故が発生する可能性があると言及できたとはいえない。

当日の警備実施上の過失について

- ・「モニターでは歩道橋南側階段部分は人が流れていたもので、歩道橋内も混雑しているにしても危険な滞留はないと判断した」という署長らの供述を覆す証拠がない。
- ・歩道橋が危険な状態になっているという情報が、無線等で署長らに正しく報告されていなかったため、事故を予見することは難しかった。

## Q 6. 事前の計画段階はなぜ重要なのですか？

### 今回の事故ではどのような警備計画が作られたのですか？

雑踏事故は、イベント会場などの限定された場所に多数の人が一挙に集中することによって、人力を超えた巨大なエネルギーが発生して引き起こされ、一旦事故が起きると死傷者が出るなど重大な結果が生じます。本件でも花火見物を目的として一時期に歩道橋に人が集中した上、歩道橋の南端は踊り場からほぼ直角に右折しており、続く階段は橋上の幅員の半分しかない、いわゆる『ボトルネック構造』になっていたことから、人の流れが極端に悪くなり、異常な密集状態となったことが事故の原因でした。雑踏事故において、危険が迫った段階でそのエネルギーを制御して事故を防ぐことは極めて困難です。だからこそ、参集する人たちのスムーズな流れを確保し、密集状態自体を発生させない警備計画を事前に策定することが重視されるのです。そのため雑踏警備は、『計画8割』と言われます。

本件の雑踏警備計画は雑踏警備のイロハともいべき基本的な対策が盛り込まれていないと極まりないもので、『警備計画』というに値しないものでした。例えば、雑踏警備上6~7人/m<sup>2</sup>の密集状態になると分断規制の対応を取るということは常識的な知識でしたが、歩道橋への参集状況を監視して適宜分断規制をとるという方策は一切検討されませんでした。また、これに対応して歩道橋に入れない参集者を迂回させるルートについても、当日の警備要員には周知されていませんでした。さらに、花火終了後、今度は帰ろうとする人を朝霧駅までどのように誘導するかという点も検討されませんでした。この結果、当日歩道橋南端部で海岸に行こうとする人と逆に帰ろうとする多数の人がぶつかったことにより、制御不能な巨大なエネルギーが生じて群衆なだれを生じさせたのでした。

## Q 7. 本当に事前の計画段階で事故を予見することはできなかったのですか？

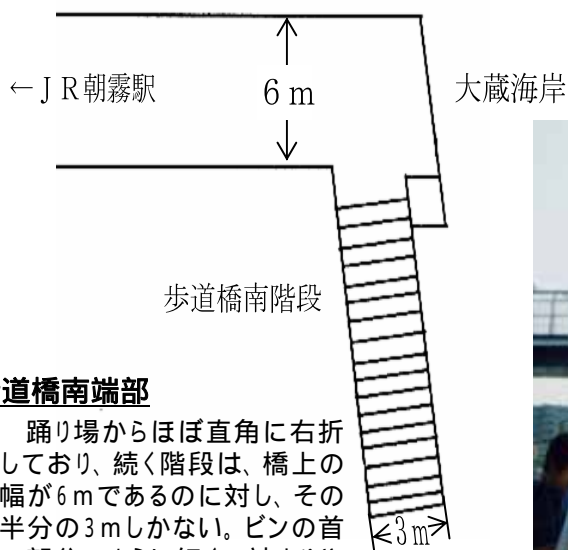
本件花火大会では、計画段階で次のようなことがわかっていました。

- ・当日の参集者の人数は15万人ないし20万人と予想されていた
- ・参集者の多くが花火と夜店を目的に来場する
- ・会場へのアクセスで最も便利なのがJR朝霧駅から歩道橋を経由するルートである
- ・歩道橋南側はボトルネック構造である
- ・夜店が歩道橋南側階段下から東西に延びている

これらの事情からすれば、雑踏警備の専門家であれば、特に花火打ち上げの時間帯に歩道橋に多数の人が集中し、ボトルネック構造の歩道橋南側で人の密集状況が生じるということが当然に予想できたはずですが、さらに、本件事故の半年前の平成12年12月31日深夜から翌年1月1日にかけて、同じ会場で開催されたカウントダウンイベントの際に、やはり歩道橋上で異常な密集状態となって雑踏事故一歩手前の事態が現に発生していたのです。

以上から、雑踏事故防止のために、歩道橋を通ろうとする参集者の人数と進行状況に応じて、分断規制、さらには入場規制を雑踏警備計画の重要事項として考えなければならないことは明らかで、もしそれを怠れば、雑踏事故が発生するであろうということは、雑踏警備の基礎知識があれば十分予想できることです。

しかし、前記のとおり、検察庁は、「本件警備計画以上に周到で綿密な警備計画を策定しなければ事故が発生するであろうことを予見できたとはいえない」として、明石署長らの予見可能性を否定しました。これは、不起訴処分を正当化するために考え出された幼稚な詭弁であることは明らかです。本件事故を防ぐのに、「周到で綿密な警備計画」は必要ありません。歩道橋上への人の集中を防ぐ方策さえ取られておれば、事故は簡単に防げたのです。



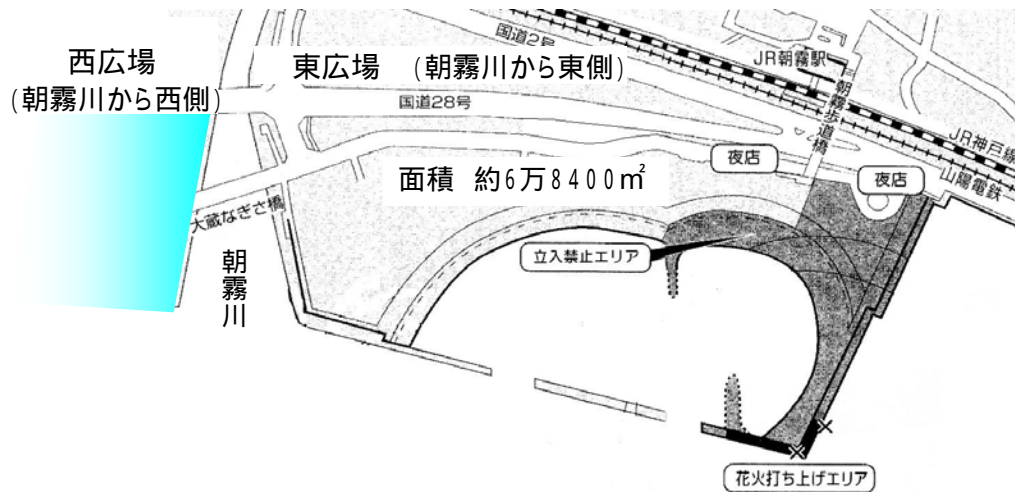
### 歩道橋南端部

踊り場からほぼ直角に右折しており、続く階段は、橋上の幅が6mであるのに対し、その半分の3mしかない。ピンの首の部分のように細くて詰まりやすい構造となっている。



< 歩道橋南端部及び階段 >

## Q 8. 当日の警備体制はどうなっていましたか？



### 【明石警察署が作成した雑踏警備計画書による当日の体制】

現 地 警備本部	雑 踏 警 備 班	交 通 対 策 班	暴 走 族 対 策 班	事 件 対 策 班	花 火 警 戒 班	救 護 セ ン タ ー	明 石 署 署 本 部	合 計
4名	16名	20名	190名	102名	2名	4名	11名	349名

動員された警察官の総数は349名ですが、雑踏警備を担当する警察官である「雑踏警備班」は16名でした。それを東広場(朝霧川から東側)に8名、西広場(朝霧川から西側で大蔵海岸公園を除く)に8名配置したのです。つまり6万8400m<sup>2</sup>の広さの土地をわずか8名で担当するのです。それに対して、暴走族と通常事件のためにはその18倍を超える292名の体制が敷かれたのです。これは、雑踏警備は警察の主な役割ではなく、暴走族対策が主だという明石署長の認識の現れです。

東広場の雑踏警備班班長であったA氏は民事裁判でこう証言しています。

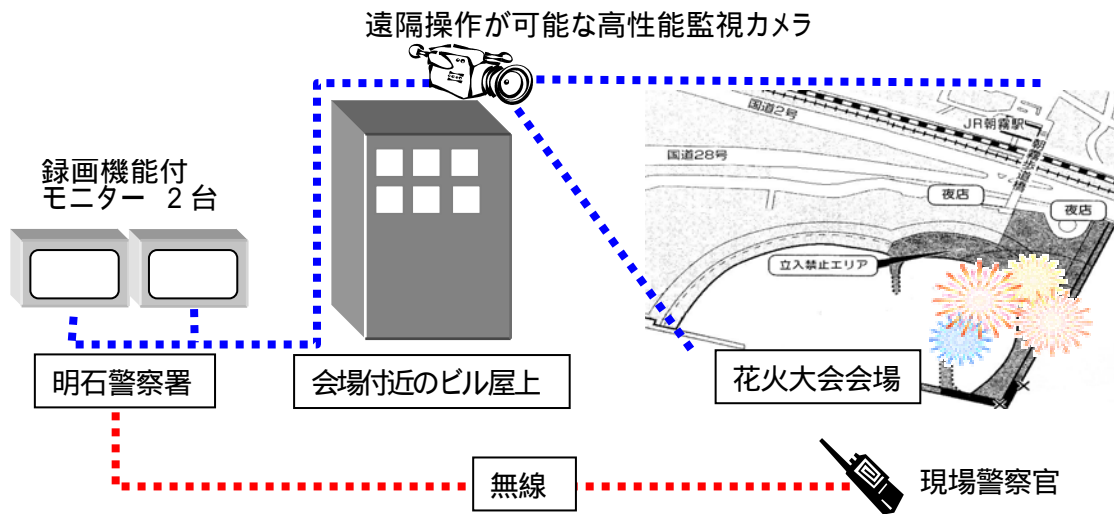
『自分は雑踏警備についての教育は内部資料を読んだ程度で、雑踏密度もわからない。計画書は前日にもらったが15万人に雑踏警備16人ではあまりにも少なすぎると思った。8名ずつで東広場と西広場の雑踏警備を担当するということはわかっていたが、具体的に何をするのかは事前に聞いていない。他の警察官の配置や現地警備本部の場所も無線の基地局のあるところも会場全体の構造も迂回路も導線計画も知らなかった。現地に行ったとき、救護センターを本部と間違えた。朝霧歩道橋へは、その時初めて行った。歩道橋で事故が発生する危険性について指導もなければ自分で考えたこともない。起こるかもしれないという前提は全くなかった。』

警備会社は総数137名の警備員で臨みましたが、明石市内の業者を選ぶという観点から雑踏警備に習熟している警備員を集めることができませんでした。

会場を7つに区分し、朝霧歩道橋付近については、南側階段下に2名・踊り場及び橋に3名・朝霧駅北に2名という配置でした。しかし、午後6時過ぎ頃から6時半ころにかけて、警備員のうち固定配置されていない遊撃隊全員(11名)が歩道橋の警備の応援に行き、そのまま最後までそこを離れることができませんでした。

主催者の明石市はというと、雑踏警備はプロの警備会社に全面的にまかせて、職員がこれを担うというつもりは最初からありませんでした。

## Q 9. 明石警察署にいた署長や副署長が現場の状況を把握することは可能だったのですか？



花火大会当日、明石警察署には雑踏警備本部が設置され、署長は雑踏警備本部長、副署長は副本部長として花火大会会場に配置されていた雑踏警備班や機動隊などの現場警察官の指揮にあっていました。

花火大会会場付近のビル屋上には、明石警察署が花火大会会場、特に朝霧歩道橋内を監視することを目的としてカメラを設置しており、その映像は明石警察署内の2台のモニターに映し出され、その映像を録画するためのビデオテープも準備されていました。署長は、明石警察署内のモニター映像を見ながら、監視カメラの撮影角度や倍率を変えるよう指示していました。署長は供述の中で「監視カメラは歩道橋南側の階段の映像に固定され歩道橋内の様子は見えなかった」と主張していますが、警察の捜査報告書によると、このカメラを使用することにより歩道橋内にいる人物の様子をはっきりと確認することができたこととあります。私たちが行った実験でも、歩道橋内の様子が手に取るように分かりました。

また、明石警察署には現場警察官から随時花火大会会場の混雑状況などについて無線で報告がなされていました。無線の内容は署長らに直接聞こえるようなボリュームになっており、署長は自ら現場警察官に無線を用いて指示を出していました。

歩道橋内の混雑が激しくなり、参集者から多数の110番通報がなされますが、この110番通報も当然兵庫県警察本部から明石警察署に伝えられています。被害者遺族などの証言によれば、歩道橋内では午後8時頃には規制を求める110番通報がなされていました。(警察は8時20分台以前の通報記録は無いとしています)。しかし、明石警察署がこの110番通報に対応することはありませんでした。

したがって、現場にいなかった署長や副署長も、自ら監視カメラを使用し、また現場警察官からの無線連絡を受けることにより現場にいた警察官よりも大局的に現場の状況を把握し、混雑解消・雑踏事故防止のための適切な措置を現場警察官に指示することが十分可能だったのです。



## Q 10. 明石警察署に録画されたビデオテープは残っていないのですか？

署長らの事故当日の過失を裏付けるためには、明石警察署において監視カメラを通じて如何なる映像が映し出されていたのかが極めて重要な証拠となります。そしてこの監視カメラは第一次的には徒歩暴走族の摘発・取締りと証拠化を目的として設置されたものであり、録画機能がありました。そして、録画を万全に行うために録画装置を2台用意した上で、録画するテープも2本用意していました。ところが、明石警察署の説明によると、当日は録画用のテープをテレビモニターの上に置いたままにしており録画をし忘れていたとのことでした。

そもそも徒歩暴走族の摘発・取締りと証拠化を目的としている以上、録画をし忘れるなどということは考えられません。明石警察署内に設置されていた雑踏警備本部には、署長だけでなく約10人の警察官が任務につき、モニターを見ていました。その誰もが録画用のテープが設置されずにテレビモニターの上に置き忘れていることに気がつかないなどということは到底考えられません。

事故後捜査本部が設置されたのは捜査対象となる明石警察署の中でした。そして、明石警察署に対する強制捜査がなされたのは事故発生から1ヶ月以上も後のことでした。押収された証拠品には録画用ビデオテープはありませんでした。ビデオテープという決定的な証拠の逸失を招いたのは初動捜査のミスと評価せざるを得ません。それどころか、神戸地検のビデオ録画に関する捜査は極めて不十分であり、刑事事件記録にはビデオ録画について触れた調書は一つもありませんでした。また、3度目の不起訴処分の再捜査においても、「準備されていた録画用ビデオテープが事故後どこに消えたのか」について追求した形跡はありませんでした。

おそらく録画されたビデオテープには、署長らの弁解を覆すに足りる状況(例えば歩道橋内の様子を写しているなど)が存在する、あるいは警備を怠り花火を映し出している、機動隊による歩道橋内突入によって転倒が引き起こされた様子が写されているなど、署長らにとって不利な状況が写されていたのではないかと、録画用ビデオテープについて事実が隠蔽され続けているため、そのような推測をせざるを得ないのです。



< 右の写真のモニター部分(拡大) >  
歩道橋の様子がはっきりと写っており、モニターの上にはビデオテープのケースがのっている。



< 事故直後の明石警察署内 >

## Q11.警察の最高責任者というだけで、署長や副署長を起訴するのは難しいのではないですか？

私たちは、明石署長・副署長が警察側の最高責任者だというだけで起訴されるべきだと言っているわけではありません。私たちは、事前の準備段階においても、当日の警備実施においても、この両者に重大な過失があったと考えています。

### 警備計画策定過程の過失について

警備計画策定段階において、署長の鶴の一声で雑踏警備班が24人から16人に減らされました。その際、部下が、「雑踏警備班が減るのは困る」と言うと、署長は「雑踏警備って何をするんや。することないやないか」と切り捨てています。しかも削除された8名は歩道橋周辺に固定配置される予定の部隊でした。

また、署長の方針が暴走族対策重視であったため、明石警察署において雑踏警備計画自体も十分検討されることはありませんでした。その結果、十分な人員の配置もできず、危険箇所の警備方法や参集者の導線、あるいは迂回路の検討など基本的な方策さえ検討されていないずさんな雑踏警備計画になってしまったのです。

### 当日の警備実施上の過失について

花火大会当日、署長は、目の前のモニターで監視カメラから送られてくる映像を見ていました(前ページにある写真がそのモニターです)。事故後署長は、「監視カメラは歩道橋南側階段部分を映しており、モニターでは歩道橋内部は見えなかった。」と供述していますが、他方、「現場に行ってはどうか」との部下からの助言に対して、「現場に行かなくてもモニターでよう見とるやないか」と答えたとの証言もあります。そもそも監視カメラの映像が都合よく階段だけに固定されていたという署長らの弁解自体不自然で信用できませんが、仮に階段部分の混雑状況を見ただけでも、花火大会終了後には朝霧駅方面に帰路につく群衆との衝突が生じ、歩道橋内で生命・身体に危険を及ぼす事故が発生する可能性を予見することは容易です。また「人が流れていた」と言ってもそれはごく一部のことで、階段上の群衆のほとんどは動くことができなかつたわけですし、流動群衆において規制が要求される雑踏密度を明らかに上回っていたのですから、規制措置をとらなかつた刑事責任は免れるものではありません。

また、署長の下には、現場の警察官からの無線連絡が全て傍受できるようになっていました。現場警察官から、「歩道橋内の流れはスムーズである」という報告があったとされていますが、他方で現場警察官が、「歩道橋内で1メートル進むのに5分かかると無線で報告しており、この無線の声は署長らにも聞こえていたはずだとの証言もあります。しかし、署長は混雑を解消させるための適切な指示を何一つ出さず、事故発生に至るまで全くの無為無策だったのです(何故か明石警察署の無線記録には「歩道橋内で1メートル進むのに5分かかると無線の記載がありません)。

監視カメラの映像を見ることができ、現場警察官の無線も全て聞ける立場にあった署長や副署長は、現場警察官よりも大局的かつ冷静に規制の必要性を判断できたはずなのです。

つまり署長・副署長は、単に明石警察署の警備体制の最高責任者というだけでなく、雑踏警備を軽視し、自ら誤った判断を繰り返して、事故を積極的に招いた責任者なのです。このような事実があるからこそ、そして署長らがどこかで適切な判断をしていれば事故は確実に防げたはずだと確信するからこそ、私たちは署長らが起訴されるべきであると考えているのです。現場警察官に責任を転嫁して、署長らの責任を免じることは絶対にできないのです。

## Q12. なぜ検察は3度も署長らを不起訴にしたのでしょうか？

裁判員制度の導入など司法改革の一環で、検察審査会法も改正されています。すでに成立している改正法によると、「起訴相当」が2度出された場合、強制的に起訴され、裁判所によって選任された弁護士が検察官役となり、公判の維持に従事します。しかし改正検察審査会法は、成立はしているものの、その施行は裁判員裁判と同時期に実施される予定であるため、明石歩道橋事故では適用されません。

しかしながら、司法手続に民意を反映させるという理念は、明石歩道橋事故の場合にもあてはまるはずで、河村たかし衆議院議員からの質問主意書に対する小泉内閣の回答では、昭和53年以降、明石歩道橋事故以外に同じ事件で「起訴相当」が2度出されたことはありません。2度の「起訴相当」は希有なことであり、神戸地検の3度目の不起訴処分は、民意にも反するものなのです。

それでは、どうして検察は3度も不起訴処分を出したのでしょうか。遺族に対する説明会で、検察幹部は、「警察などとの癒着は一切ない。法と証拠にもとづいて適切に判断した。」と強調しました。しかし、この言葉を信じることができるでしょうか。被疑者・被告人が警察関係者の場合、検察の処分は、一般の場合に比べて相当に寛大であると言われています。さらに最近「国策捜査」などという言葉も使われ、検察の捜査権・公訴権の不公平な行使が問題とされています。

署長を3度まで不起訴としたのは、警察から検察に対する圧力の結果なのか、検察の警察に対する遠慮なのか、それともその他の政治的なかけひきの結果なのか、私たちには知る由もありません。いずれにしても、『法と証拠』に照らして曇りのない目で見れば、署長らの刑事責任は明らかです。

## 最後に ～ 遺族からのメッセージ ～

検察の不起訴処分がいかに不当なものであるか、お分かり頂けたでしょうか。この問題は、私たちだけの問題ではありません。検察は、「被害者とともに泣く検察」という看板を掲げてきました。しかし実際には、これまで多くの犯罪被害者が、検察の不公平な対応によって泣かされてきたのです。明石歩道橋事故で検察が過ちを認め、署長・副署長を起訴しない限り、今後も同じようなことが繰り返されるでしょう。私たちは、これ以上「検察に泣かされる犯罪被害者」がでないよう、この問題を問い続けていきます。